

常務理事	事務長	課長	担当

※マイナ保険証登録済の方は、申請不要です。
(住民税非課税証明書をお持ちの方は申請が必要です)

□資格確認書の発行を受けている
(事前確認の為、チェックをお願いします)

健康保険限度額適用認定証交付申請書 (健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書)

マイナ保険証に対応した医療機関等では、限度額適用認定証が無くても限度額を適用することができます。
便利なマイナ保険証をぜひご利用ください。

京成電鉄健康保険組合 理事長 殿

被保険者等	記号—番号	—			
記号番号がわからない場合はマイナンバーを記入してください					
.....					
事業所	名称				
被保険者	氏名	Ⓜ			
	生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
適用対象者 (利用される方)	氏名				
	生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
				被保険者 との続柄	
傷病の原因 (○をして下さい)	勤務中 (パート・アル バイトを含む)	通勤途中 (パート・アル バイトを含む)	交通事故 相手が いる・いない	第三者行為 相手の身元が 分かる・分からない	左記以外 (その他)
病院、薬局での 認定証利用開始月	令和 年 月 から ※原則受付した月の1日となります。(前月以前に遡って発効することはできません) 発効前の高額療養費は追って事業所経由で給付いたします。				

上記のとおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。
申請時の資格を失った時、有効期限が終了した時は速やかに返納します。

令和 年 月 日

※健保使用欄 受付日

- ※マイナ保険証を利用されている方には、認定証は発行されません。
- ※資格確認書をお持ちの方には、原則事業所経由で認定証を発行します。
- ※住民税非課税証明書をお持ちの方は、証明書(写)を提出してください。
- ※資格確認書をお持ちの方で、本申請をされなかった場合でも、後日高額療養費を確認し事業所経由で被保険者に給付いたします。

報酬月額：
ア・イ・ウ・エ・オ
現役並みⅡ ・ 現役並みⅠ

健康保険限度額適用認定証について(お知らせ)

- ① 健康保険限度額適用認定証(以下「認定証」といいます。)は、病院での入院や外来での診療、薬局での薬の処方を受ける場合に、資格確認書と合わせて窓口へ提示することで、高額療養費分が差引かれ、お支払い金額を自己負担限度額(下記参照)にとどめることができる制度です。

[高額療養費制度自己負担限度額の算出方式]

標準報酬月額	適用区分 []内は70歳以上	自己負担限度額の計算式
83万円以上	ア [現役並みⅢ]	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% *多数回該当の場合:140,100円 [70歳以上は申請不要]
53万円~79万円	イ [現役並みⅡ]	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% *多数回該当の場合:93,000円
28万円~50万円	ウ [現役並みⅠ]	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% *多数回該当の場合:44,400円
26万円以下	エ [一般]	57,600円 *多数回該当の場合:44,400円 [70歳以上は申請不要 外来18,000円 入院:57,600円(*多数44,400円)]
低所得者 (住民税非課税)	オ [低所得Ⅱ・Ⅰ]	35,400円 *多数回該当の場合:24,600円 [70歳以上は外来:8,000円 入院:24,600円または15,000円]

※ 自己負担限度額は、同一人物、同月内(1日~月末日)、同一病院、同一薬局での合計金額で算出されます。また、同一医療機関でも、入院と外来では別々に算出されます。なお、高額療養費の支払いが直近12ヶ月に3ヶ月以上あったときは、4ヶ月目以降の自己負担額は、多数回該当の金額となります。

但し、病院や薬局でお支払いする金額のうち、食事代・差額ベッド代・保険外選定療養費等の健康保険が適用されないものについては、対象外となります。

- ② 次の方は、本申請の必要はありません。
- ・ マイナ保険証を利用されている方
 - ・ 70歳以上の健康保険高齢者受給者証をお持ちの方で、標準報酬月額が83万円以上の方
 - ・ 70歳以上の健康保険高齢者受給者証をお持ちの方で、標準報酬月額が26万円以下の方
- ※高齢者受給者証を提示することで、限度額適用認定証と同じ制度が適用されます。
※高齢者受給者証をお持ちの方で、標準報酬月額が28~79万円の方については申請が必要になります。
- ③ 被保険者が住民税非課税の対象になる場合は以下の住民税非課税証明書の添付が必要です。
- ・ 8月1日~12月31日申請の場合 …… その年の証明書(証明内容は前年分)
 - ・ 1月1日~7月31日入院の場合 …… 前年の証明書(証明内容は前々年分)
- ④ 申請書は原則事業所経由で、ご提出ください。
- ⑤ 認定証は、有効期間内であれば何度でも使用できますので大切に保管ください。

※ 有効期間は、発効年月日より1年間(但し、定年退職や任意継続など、予め被保険者としての資格を喪失することが明確な方は、その資格を喪失する前日まで)となっています。認定証の有効期間が切れた場合や、資格を失った場合は、5日以内に返納してください。新たな資格を取得後、継続して希望される場合は、新しい資格で再度申請してください。

以 上